

日本入国における水際強化措置について（検疫所長の確保する宿泊施設での待機時間の短縮）

令和3年9月17日

●これまで、日本では当国を「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定した上で、当国からの全ての入国者に対して、検疫所長の指定する宿泊施設での10日間の待機、並びに3日目、6日目及び10日目のPCR検査の実施、入国後14日間の自宅等待機を求めることとしてきました。

●今般、水際措置の変更に伴い、当国を「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定した上で、検疫所長の指定する宿泊施設での待機期間を10日間から3日間（入国日は含まれない）へ短縮することになりました。

●その上で、入国後3日目にPCR検査を行い、陰性と判定された方については、検疫所長の指定する宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間につき自宅等で待機いただくことになります。

●本措置は、9月20日（月曜日）午前0時から実施される予定です。
なお、新たな措置が施行される以前に本邦に入国された方につきましては、本邦入国時の措置が適応となります。即ち、9月18日に本邦入国された場合、（20日0時以降に停留措置が10日→3日間に変更されたとしても）10日間の停留措置が適応されます。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>